

医政発 0409 第 8 号
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する
省令の施行について」の一部改正について

歯科医師の臨床研修については、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。）に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から必修化されており、診療に従事しようとするすべての歯科医師は、臨床研修を受けなければならないこととされている。

歯科医師臨床研修制度については、これまでおおむね 5 年ごとに見直しを行ってきたところであるが、今般取りまとめられた、「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書」（令和 2 年 1 月 7 日）を踏まえ、別添のとおり「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政発第 0628012 号厚生労働省医政局長通知）の一部を改正し、令和 2 年 4 月 9 日付けで施行することとした。

貴職におかれては、歯科医師臨床研修制度の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、情報や意見交換等により各地方厚生局との連携を図り、歯科医師臨床研修制度の円滑な実施にご尽力いただくようお願いしたい。

新	旧
第二 省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略) 5 臨床研修施設の指定の基準 (1) 単独型臨床研修施設の指定の基準 (略) ア～ソ (略) タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設として指定を受けており、原則として<u>直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること。</u> (2) 管理型臨床研修施設の指定の基準 (略) ア～ソ (略) タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設として指定を受けており、原則として<u>直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること。</u> チ・ツ (略) (3)～(6) (略) 6 研修管理委員会等の要件 <u>研修管理委員会は、臨床研修が適切に実施されるよう、臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めるものとする。そのため、研修管理委員会は、臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者が、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、</u>	第二 省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略) 5 臨床研修施設の指定の基準 (1) 単独型臨床研修施設の指定の基準 (略) ア～ソ (略) タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、原則として2年以上<u>連続して</u>臨床研修の実績があること。 (2) 管理型臨床研修施設の指定の基準 (略) ア～ソ (略) タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、原則として2年以上<u>連続して</u>臨床研修の実績があること。 チ・ツ (略) (3)～(6) (略) 6 研修管理委員会等の要件 臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならない<u>こと。</u>

あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮するよう指導しなければならない。また、研修管理委員会は、指導体制を含め研修プログラムの質の向上を図るため、各臨床研修施設等との連携を密にし、研修を実施する各臨床研修施設等の研修の実施状況を把握した上で、研修プログラムの評価を行い、臨床研修の目標の見直しや指導歯科医等の資質の向上、臨床研修施設群の構成の見直し等、研修プログラムの質の向上をすること。

(1) 研修管理委員会

ア～オ (略)

カ 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るため、研修プログラムの評価を行い、必要な研修プログラムの見直しを行うこと。研修プログラムの評価には、研修を実施する各臨床研修施設等の研修の実施状況並びに臨床研修施設群の構成、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。

キ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないときは、15に基づき臨床研修施設群から当該協力型臨床研修施設の削除を行うことができること。なお、この場合において、各協力型臨床研修施設の実

(1) 研修管理委員会

ア～オ (略)

カ 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るため、研修プログラムの評価を行うこと。研修プログラムの評価には、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。

キ 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないときは、15に基づき臨床研修施設群から当該協力型臨床研修施設の削除を行うことができること。なお、この場合において、各協力型臨床研修施設の実

<u>績等を総合的に勘案し、管理型臨床研修施設の研修管理委員会が判断すること。なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、あらかじめ、その判断基準を定めておくことが望ましい。</u> ク・ケ （略） コ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、<u>単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設、連携型臨床研修施設及び研修協力施設の指導歯科医等の資質向上に努めること。</u> サ <u>研修管理委員会は、各臨床研修施設等が、自らが参加する研修プログラムの臨床研修の目標を把握し当該施設の役割を認識した上で、臨床研修を実施するよう、各臨床研修施設等との連携を密にすること。</u> （２）～（４） （略） ７～１３ （略） １４ 臨床研修施設の指定の取消し （１） 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 2 項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができること。 ア （略） イ 単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設において、３年以上研修歯科医の受入れがないとき。<u>なお、３年以上研修歯科医の受入れがない場合であって、引き続き指定を行う場合は、指定継続の計画書を踏まえて検討する。</u> ウ～カ （略） （２） （略） １５～２４ （略）	<u>績等を総合的に勘案すること。</u> ク・ケ （略） コ 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが<u>望ましいこと。</u> （新設） （２）～（４） （略） ７～１３ （略） １４ 臨床研修施設の指定の取消し （１） 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 2 項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができること。 ア （略） イ 単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設において、３年以上研修歯科医の受入れがないとき。 ウ～カ （略） （２） （略） １５～２４ （略）
--	--